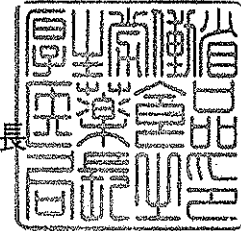




薬食発第 0104001 号  
平成 19 年 1 月 4 日

都 道 府 県 知 事 殿  
各 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長 殿

厚生労働省医薬食品局長



麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する  
政令の一部を改正する政令の施行について（通知）

平成 19 年 1 月 4 日政令第 6 号をもって、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及  
び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政  
令」という。）が、別添のとおり一部改正されたので、下記事項について御了  
知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

## 記

### 第 1 改正要旨

#### ① 改正の概要

次に掲げる物質については、麻薬と同種の有害作用及び麻薬と同種の濫  
用のおそれが確認されたことから、これを新たに麻薬として指定するた  
め、指定政令を改正したものである。

2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン

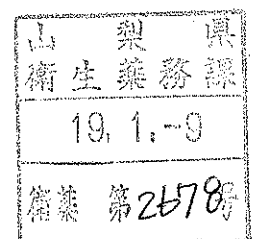
#### ② 改正の内容

次の物質を麻薬に指定したこと。（指定政令第一条関係）

2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン  
及びその塩類

#### ③ 施行期日

公布の日（平成 19 年 1 月 4 日）から起算して 30 日を経過した日（平  
成 19 年 2 月 3 日）から施行するものであること。



## 第2 改正政令の施行に当たっての留意事項

- ① 医薬品製造業者、医師、歯科医師、獣医師、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）による規制を受けることとなるので、施行日までにあらかじめ麻薬施用者、麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ② 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、①と同様に記録、保管、届出等規制事項を指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたいこと。
- ③ ①及び②について、麻向法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する期初在庫数量については、施行日（平成19年2月3日）現在の在庫数量を記載するよう指導されたいこと。
- ④ 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、指定政令等の改正の施行前であれば廃棄するよう指導するとともに、施行後であれば所有権を放棄するよう指導されたいこと。また、廃棄するときは、焼却その他の当該物質を回収することが困難な方法によることについても指導されたい。なお、施行日以降に発見した場合は、所定の調査を行い状況に応じた措置をとられたいこと。

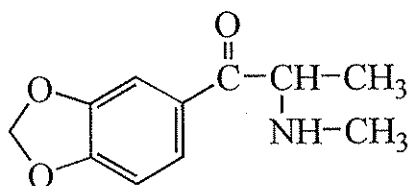
## 第3 物質の構造式等

化学名：2-メチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)

プロパン-1-オン

俗 称：メチロン

構 造：



## 政令第六号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十四号を第七十五号とし、第五十八号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の一号を加える。

五十八 ニーメチルアミノー（三・四ーメチレンジオキシフェニル）プロパンーオン及びその塩類

## 附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(麻薬)</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一〜五十七 (略)</p> <p>五十八 ニーメチルアミノロー(三・四―メチレンジオキシフェニル)プロパンローオン及びその塩類</p> <p>五十九〜七十五 (略)</p>	<p>(麻薬)</p> <p>第一条 麻薬及び向精神薬取締法(以下「法」という。)別表第一第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。</p> <p>一〜五十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五十八〜七十四 (略)</p>

4 この政令の施行の際現に旧防衛人事審議会の分科会長である者は、この政令の施行の日に、それぞれ新防衛人事審議会令第五条第三項の規定により新防衛人事審議会の分科会長として選任されたものとみなす。

5 この政令の施行の際現に旧防衛人事審議会に置かれていた部会は、新防衛人事審議会令第六条第一項の規定により新防衛人事審議会に置かれた部会とみなす。

6 この政令の施行の際現に旧防衛人事審議会の部会に属する委員である者は、この政令の施行の日に、新防衛人事審議会令第六条第二項の規定により新防衛人事審議会の部会に属する委員として指名されたものとみなす。

7 この政令の施行の際現に旧防衛人事審議会の部会長である者は、この政令の施行の日に、新防衛人事審議会令第六条第三項の規定により新防衛人事審議会の部会長として選任されたものとみなす。

8 この政令の施行の際現に旧防衛人事審議会の幹事である者は、この政令の施行の日に、新防衛人事審議会令第七条第二項の規定により新防衛人事審議会の幹事として任命されたものとみなす。

(防衛調達審議会に関する経過措置)  
第四条 この政令の施行の際現に従前の防衛庁の防衛調達審議会(以下この条において「旧防衛調達審議会」という。)の委員である者は、この政令の施行の日に、第三十六条の規定による改正後の防衛調達審議会令(以下この条において「新防衛調達審議会令」という。)第二条の規定により防衛省の防衛調達審議会(以下この条において「新防衛調達審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新防衛調達審議会令第三条第一項の規定にかかわらず、同日における旧防衛調達審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に旧防衛調達審議会の会長である者は、この政令の施行の日に、新防衛調達審議会令第四条第一項の規定により新防衛調達審議会の会長として選任されたものとみなす。

薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四号

薬事法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、薬事法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十九号)附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成十九年四月一日とする。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
内閣総理大臣 安倍 晋三

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。  
別表第二中第九十三号を第九十四号とし、第七号から第九十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 N-1(四)ニ(二)アミノ四-オキソ-四-七-ジヒドロ-1-H-ピロロ[2,3-d]ピリジン-5-イル) エチル) ベンゾイル) -1-グルタミン酸(別名ベメトトレキセド)、その塩類及びそれらの製剤

附則  
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
内閣総理大臣 安倍 晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第一条中第七十四号を第七十五号とし、第五十八号から第七十三号までを一号ずつ繰り下げ、第五十七号の次に次の一号を加える。

五十八 二-メチルアミノ-1-(三-4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

附則  
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
内閣総理大臣 安倍 晋三